

## ながさき女性活躍推進企業等表彰実施要綱

### (趣旨・目的)

第1条 女性の登用や能力開発等に積極的に取り組み、女性が職場でいきいきと活躍している企業、団体又はグループ（以下「企業等」という。）を表彰することにより、女性の活躍を推進する気運を醸成する。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

#### (1) 大賞

特に優れた取組を行っている企業等（ただし、別表に掲げるながさき女性活躍推進企業等表彰選考基準（以下、「選考基準」という。）における「1. Nぴか審査項目」中の「3女性の活躍推進・男女共同参画」において、90%以上の実施率を満たすものに限る。）

#### (2) 優秀賞

優れた取組を行っている企業等において、今後の更なる取組で、より一層の女性の活躍推進が期待される企業等（ただし、選考基準における「1. Nぴか審査項目」中の「3女性の活躍推進・男女共同参画」において、70%以上90%未満の実施率を満たすものに限る。）

#### (3) 特別賞

長崎県内に本店を置く企業等において、今後の更なる取組により女性の活躍推進が期待される企業等

### (表彰の対象)

第3条 県内に本店、支店又は事業所等を置く企業等（行政機関を除く）のうち、次に掲げるものを対象とする。

#### (1) 大賞・優秀賞

「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」  
（略称：Nぴか）の認証企業等

#### (2) 特別賞

(1) 以外の企業等

### (被表彰者の選考及び決定等)

第4条 表彰は年間3企業等程度とし、第3条の表彰の対象を募集し、別に定める応募要領に基づき応募した企業等について、第2条の表彰の種類ごとに、女性の活躍推進等に積極的に取り組んでいる企業等に対して行う。

- 2 被表彰者は、ながさき女性活躍推進企業等表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、選考基準に基づき選考する。
- 3 前項の選考を踏まえて、ながさき女性活躍推進会議代表が被表彰者を決定する。

（事前調査の実施）

第5条 事務局は、必要に応じて事前に第3条に掲げる企業等の現地調査又はヒアリングを行い、調査結果を選考委員会に提示するものとする。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、毎年1回、表彰状及び副賞を授与して行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附則

（施行日）

この要綱は、平成27年10月28日から施行する。

附則

（施行日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

（施行日）

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

附則

（施行日）

この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

附則

（施行日）

1 この要綱は、平成29年11月13日から施行する。

（対象）

2 平成29年度においては、第2条第1項第1号に定めるもののほか、別に定

める公募要領に基づき自薦他薦を問わず応募のあったものを対象とする（ただし、大賞においては、公募要領に定める審査票における女性の活躍に係る審査項目（以下「審査項目」という。）において、90%以上の得点を得たもの、優秀賞においては、審査項目において、70%以上の得点を得たものに限る。

附則

1 第2条第1項第2号に係る公募の取扱については、別に定める。

（施行日）

2 この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附則

（施行日）

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附則

（施行日）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。